

令和元年（ネ）第230号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲1 外1名

被控訴人 国

令和2年9月4日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 鈴木 裕 美

意見陳述書

控訴人ら準備書面（5）の趣旨・内容について、意見陳述します。

- 1 令和2年6月30日、東京地方裁判所で、本件と同種の国賠請求事件の判決がありました。残念ながら原告敗訴の判決でした。

この東京地裁判決は、原審判決と同様、除斥期間経過を理由に請求を棄却しており、除斥期間の適用を安易に認めている点が最大の問題点です。判決が、優生思想や差別的意識は、必ずしも国が作出したものとは言えない、と述べている点も、歴史的事実を無視するものであって不当です。

東京地裁判決の不当性については、本書面にいくつか指摘した他、追って主張を補充する予定です。

- 2 本書面で最も述べたいことは、本件の被害の本質についてです。

本件訴訟では、これまで、優生手術をされたことを理由として、身体を傷つけられたことや子を産み育てる意思決定の自由を奪われたことが権利侵害であり、被害であると主張していました。

しかし、改めて検討するに、本件で控訴人らが受けた最も本質的な被害は、「人としての尊厳」を傷つけられたことだと考えるに至りました。

本書面は、このような被害の捉え方に伴い、どういう権利侵害に基づき、どういう理由で国に対する賠償請求権が生じるのかについて述べています。

3 繰り返しますが、大事なことは、本件で控訴人らが受けた被害は、子を産み育てる意思決定の自由や身体を傷つけられない権利に対する侵害にとどまるものではなく、憲法で保障された個人の尊厳・人としての尊厳に対する侵害であるということです。人としての尊厳を傷つけられたこと、長い間傷つけられつづけたことが、本件における被害の本当の姿だということです。

どういうことかという、国が旧優生保護法を制定して、優生政策を推進したことから、社会には優生思想が深く浸透し、これによって、旧優生保護法の対象とされた障害者等に対して、劣った存在、子を持つべきではない存在という偏見・差別が蔓延しました。国によって国民に植え付けられた、劣った存在、子を持つべきではない存在という偏見・差別により、控訴人らの「人としての尊厳」が傷つけられました。

さらに、優生手術を受けさせられた被害者は、手術という、不良な子孫・子を持つべきでない存在との明示的な「烙印」を押されたことにより、その尊厳や名誉を、人としての存在さえ否定するほどに著しく傷つけられました。

劣った存在と烙印を押されたことによる失望、差別偏見への恐れ、優生手術を受けたことを誰にも話せない苦しみなど、被害者の苦痛ははかりしれません。

国は、平成8年に旧優生保護法を改正しましたが、優生条項を削除しただけで、手術被害者らを「不良な子孫」と貶めた旧優生保護法や優生政策について、間違っていたこと認めて公表したり、被害者に謝罪することもしませんでした。それどころか、国は、法改正後も、「当時は合法」と言い続けました。

このような国の行為により、手術被害者が受けた人としての尊厳に対する被害は、平成8年の法律改正後も回復されることなく、長く続いたのです。

本件では、人としての尊厳が著しく傷つけられ、長く続いたことが、重大な権利侵害であり、重大な不法行為と位置づけられる必要があります。

4 このような考えに基づき、控訴人らは、国の不法行為と責任を次のように整理し、今後詳細に主張する予定です。

平成8年の旧優生保護法の改正前は、国が、旧優生保護法を作り、優生政策を推し進め、優生手術を実施したことが、国の加害行為であり、被害者の尊厳が毀損されたことと、子どもを持つ権利・自由などの権利が侵害されたことによる不法行為が成立します。

平成8年法改正以降については、国は、国の行為によって被害者が受けた人としての尊厳の毀損という甚大な被害を回復・軽減する義務（具体的内容としては、スティグマの除去・名誉回復・謝罪等を行うこと）があった、しかる

に、国は平成8年に優生条項を削除しただけで、何ら被害回復・軽減のための措置をとらなかったことについて、義務違反の不法行為が成立します。国の義務は、「先行行為に基づく作為義務」という理論、前に行った自分の行為、すなわち先行行為によって法益侵害の状態を起こした者は、当該権利侵害を除去する条理上の義務を負う、という理論に基づいています。

5 平成8年法改正前の不法行為と、平成8年法改正以降の、尊厳の回復措置が長くとられないことによる不法行為は、連続したものであり、一連一体のものと言うべきです。そして、平成8年以降も長く不法行為は続いていたことから、本件について20年の除斥期間は未だ経過していないと考えるべきです。

6 優生手術被害者は、不可逆的な身体損傷を受けたことだけでなく、人としての尊厳・名誉が長く回復されることなく傷つけられ続けたにより大きな精神的苦痛を受け続けたのであり、その被害は、正に「人生被害」と評価されるべきものです。

国の先行行為の詳細や、「人生被害」の実態については、さらに主張立証を尽くす予定です。裁判所においても、本件の被害の本質に目を向けて頂くよう求めて、意見陳述と致します。